



第3次寒川町環境基本計画の見直し(案)

寒川町自治基本条例に基づくパブリックコメント
(町民意見の公募)

(意見募集期間)

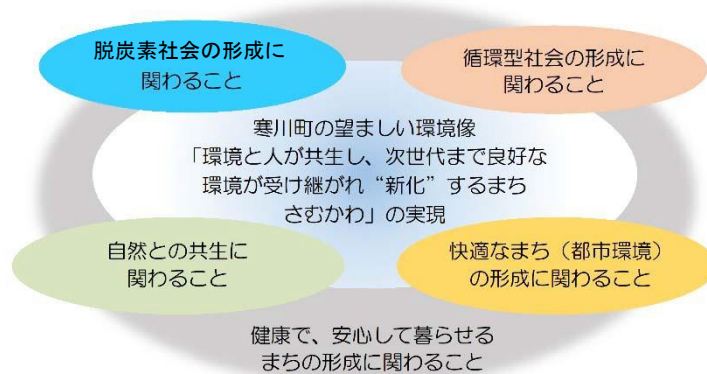
令和7年3月20日(木) ~ 4月18日(金)まで

【計画の概要】

本計画は、寒川町環境基本条例に基づき、これからのまちづくりが、我が国の持続可能な社会の構築に資するものになり、次世代までの町民誰しものがこころ穏やかに暮らせるまちとなることを念頭に策定したものです。計画の期間は令和3年度から14年度までの12年間で、4年ごとに前期・中期・後期と区切っています。

ここで前期期間(令和3年度から令和6年度)が終了することに伴い、見直しを行うものです。

■本計画の対象とする環境の範囲



【計画の見直し】

町民や事業者の皆様からいただいたアンケートや庁内での検討結果に基づき、環境指標の目標値や取り組み内容、及び重点プロジェクトの見直しを行っています。

町民アンケート

- ・ e マーケティングリサーチ R6.5.20~R6.5.31
回答数 274 名
- ・ 郵送・E-KANAGAWA (電子申請) R6.9.2~R6.9.22
回答数 415 名

事業者アンケート

- ・ E-KANAGAWA (電子申請) R6.9.2~R6.9.22
回答数 50 社

小学生(5年生)アンケート

- ・ 学校を通じて配布回収 R6.11.7~R6.11.12
回答数 98 名

【重点プロジェクト】

現在の社会情勢や町の環境課題を踏まえ、本計画の中期期間である令和7年度から令和10年度の4年間で、着実に実施する町の取り組みを位置付けた以下の2つの重点プロジェクトを設定しています。

水辺を中心としたまちをきれいにしよう！

プロジェクト

カーボンニュートラルな未来のまちづくり

プロジェクト

本計画は、平成27年9月の国連サミットで示された国際目標のSDGs(持続可能な目標)に資する取り組みとしても位置付けています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



■SDGsの17分野の目標

全体資料の閲覧方法

「第3次寒川町環境基本計画」の資料全編は、寒川町のホームページからご覧いただけます。HP内で『**第3次寒川町環境基本計画の見直し**』と検索。

◆ <https://www.town.samukawa.kanagawa.jp>

※パブリックコメントの二次元コードはこちら



※次の場所で全体資料を閲覧できます。

- ・役場本庁舎2階情報公開コーナー・環境課窓口
- ・シンコースポーツ寒川アリーナ(寒川総合体育館)・健康管理センター
- ・北部文化福祉会館・南部文化福祉会館・町民センターおよびセンター分室
- ・寒川総合図書館

ご意見の提出方法について

(提出方法) 閲覧場所で配布する所定の用紙か任意の用紙に記入のうえ、次の方法でご提出ください。

①郵送：右下部記載のお問合せ先までご郵送ください。

②FAX：0467-74-1385

③メール：kankyou@town.samukawa.kanagawa.jp

④電子申請 ▶二次元コードはこちら

⑤担当課へ持参

⑥閲覧場所の意見募集箱への投函



(受付時間)：土日祝日を除き、
午前8時30分～17時15分まで

(宛先)：寒川町 環境経済部 環境課 環境保全担当

(記入事項) ご意見・住所・氏名(団体等の場合は所在地)・連絡先

※住所が町外の方は、勤務先または通学先も記入してください。

(募集期間)

令和7年3月20日(木)～4月18日(金)

いただいたご意見について

お寄せいただいたご意見は、「第3次寒川町環境基本計画」の見直しにおいて参考にさせていただくとともに、町の考え方と併せてホームページ上で公表いたします。

個別の回答は致しかねますのでご了承ください。

また、ご意見の提出に際して取得したメールアドレス等の個人情報は、本パブリックコメント手続きに限って使用し、「寒川町個人情報保護条例」に従い適正に管理いたします。

お問合せ先

寒川町 環境経済部 環境課
環境保全担当

住 所 〒253-0196

寒川町宮山 165 番地

電 話 0467-74-1111

FAX 0467-74-1385

「高座」のころ。

高座郡さむかわ